

南あ監査発第 51 号
令和 8 年 1 月 19 日

措置請求人
(省 略) 様

南あわじ市監査委員 藤 井 貴 之

南あわじ市監査委員 廣 内 孝 次

南あわじ市職員措置請求に係る監査結果について

令和 7 年 11 月 20 日付けで提出のありました南あわじ市職員措置請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、監査の結果を別紙のとおり通知します。

職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果

第1 請求の内容

1 請求書の受付

令和7年11月20日

2 請求書の受理

令和7年11月28日

3 請求人

（省略）

4 請求の要旨

本件措置請求書に記載された請求の要旨は次のとおりである。（原文のまま記載。）

(1)

南あわじ市長は、令和5年度および令和6年度において、団体Aに対し、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金（以下「補助金」という）を交付する財務会計上の行為を行った。

令和5年度においては、当該団体を交付対象団体として認定し、補助金を交付したうえで、備品購入に係る支出が行われた。令和6年度においても同様に、交付対象団体として認定し、補助金交付決定および備品購入に係る支出が行われた。

(2)

本件住民監査請求は、過去に提出した監査請求とは対象とする財務会計行為・制度的根拠・論点・対象期間が明確に異なるものであり、地方自治法第242条に基づく独立した請求として提出するものである。

前回の請求では、教育委員会が作成した主に「文化・スポーツ担い手強化応援補助金Q&A」に基づき、令和5年度同補助金に関する対象団体の制度的適否を主たる論点としていた。

一方、今回の請求は、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱、南あわじ市補助金等交付規則、地方自治法等の法令に基づき、令和6年度文化・スポーツ担い手強化応援補助金の交付決定に関する対象団体の認定の妥当性（第1号請求）および令和5・6年度補助金に基づく備品購入の適正性（第2号請求）を、それぞれ新たな財務会計行為として監査対象とするものである。よって、本請求は同一住民による同一事実に基づく再請求には該当せず、制度趣旨に照らしても受理されるべきものである。

1. 文化・スポーツ担い手強化応援補助金における補助対象者の認定要件および補助対象事業の制度趣旨・公共性・法令遵守に照らした制度的不適格性に関する住民監査請求

団体Aの代表者は、淡路島外在住者である神戸市民のB支部長である。代表者が南あわじ市に居住しておらず、同市に対して市民税等の納税義務を負っていないことは、補助金制度の認定要件に照らして重大な制度的不整合を生じさせるものである。

南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第2条第2号では、「市税及び市に対する債務について滞納があるもの」は補助対象者から除外されると明記されている。また、申請書様式第1号には「市が対象者の市税の納税情報を調査することを承諾します」との記載があり、補助対象者の認定にあたっては市税の納税状況が審査対象となることが制度的に担保されている。

ここで重要なのは、補助対象者の認定において審査の対象となるのは申請者本人（代表者）の納税状況のみであり、申請者以外の団体の構成員の納税状況は一切審査対象とはならないという制度構造である。したがって、代表者が南あわじ市に納税義務を負っていない場合、その者は制度上「滞納の有無」を審査する枠組みからそもそも外れており、補助対象者としての認定は制度的な適格性を欠いている可能性が高い。

さらに言えば、納税義務がないということは「滞納がない」ことの根拠にはならず、制度上の責務を果たす立場にない者が代表を務める団体が補助対象者として認定されていること自体、制度運用上の整合性を著しく欠いている。

加えて、当該補助金の財源は南あわじ市の一般財源、すなわち市民が納める市税等を主たる源資として構成されている。そのため、納税義務を負わない者が補助対象者として認定され、税金による公費支出の恩恵を受けることは、制度の公平性・説明責任・財政支出の合理性に照らして重大な疑義を生じさせる。

さらに、当該団体は、たった一度きりの体験入会に基づき、「最初に自分から挨拶がなかった」「集中力がない」等の理由をもって入会希望者の参加を認めない対応を取っていた事実が確認されている。

このような排除的対応は、補助金制度の目的である「担い手となる人材の確保」に反するものであり、入会希望者がその担い手となる可能性を制度的に排除する行為である。

また、交付要綱第3条第1項第5号に定める「公共の福祉に反すると認められるもの」に該当する可能性が高く、補助対象事業としての公共性・開放性・福祉性に重大な疑義を生じさせる。

加えて、当該団体は南あわじ市の松帆地区公民館を拠点として事業を実施しているが、公民館は地方自治法第244条に定める「公の施設」に該当する。

同条第2項では「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒否してはならない」と規定されており、第3項では「不当な差別的取扱いをしてはならない」と定められている。

入会希望者に対する排除的対応は、正当な理由のない利用拒否に該当する可能性があり、地方自治法第244条の規定に違反する疑義がある。

したがって、当該団体の事業は、補助金制度の制度趣旨のみならず、公の施設の法令運用においても重大な制度的・法令的逸脱が認められる。

このような状況は、補助金制度の根幹に関わる制度的整合性を損なうものであり、当該団体は本来、補助対象者の要件を満たしていない可能性が高い。したがって、補助金の交付決定そのものが制度的根拠を欠いている場合には、令和5年度・令和6年度に交付された補助金（第1回・第2回）について、全額返還の対象となる可能性も否定できない。

以上の理由により、補助対象者としての制度的適格性および補助対象事業の制度趣旨・公共性・法令遵守に関する疑義について、南あわじ市監査委員に対し厳正な監査の実施を求めるものである。

2. 団体Aにおける南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金に関わる備品購入の適正に関する住民監査請求

【第1回備品購入（令和5年度分）】

（1）補助金実績報告書・収支決算書に基づく備品購入一覧

リバーシブルジョイントマット（ボディメーカー、31枚） 92,690円

体操マット（2枚） 35,982円

コーチングミット（Relive、5台） 24,900円

※領収書には「ボディプロテクター5個」と記載されており、内容の不一致について監査を求める。

合計：153,572円

制度上限15万円を超過しており、差額3,572円は「寄付金」とされているが、これは自己負担であり寄付には当たらない可能性が極めて高い。この点について厳正な監査を求める。

(2) 補助事業の効果と備品の必要性・数量の妥当性

① ジョイントマットについて

「道場のマット31枚+従来25枚で広くなり、10人増加しても可」とされているが、現実的に10人もの中学生が入会するとは考えにくく、2～3人の入会と推測されるため、6枚程度の購入で十分であったと考えられる。この点について厳正な監査を求める。

② 体操マットについて

「柔らかい体操マットで、安全と、繰り返し受身の修練に役立つ」とされているが、1枚約18,000円の高価なマットは1枚で十分ではないか。補助金が支給されなければ購入されなかったと推測される。

当該体操マットは本当に購入が必要なのか疑問が生じる。なぜなら、合気道でも受け身の練習はするが、このような高価な体操マットは購入していない。通常のジョイントマットで安全性を確保し、繰り返し受け身を練習している。

このように、安全性を確保し、繰り返し受け身を練習している実例があることは、体操マットの購入が必須ではないことを示している。

また、同様の活動内容と思われる団体Bでも、おそらくこのような高価な体操マットは使用していないと推測される。

この体操マット(35,982円)の必要性について厳正な監査を求める。

③ コーチングミットについて

「大きなミットで、人体に密着するのでよりリアルな強い打撃ができるようになった」とされているが、5台購入されている。

このミットは使用時に持ち手が必要であり、片方がミットを持ち、もう片方が打撃練習をするため、5台のミットは10人分の使用を想定した備品と考えられる。

しかし、現実的に10人の中学生が入会しているとは思われず、当該団体の会員数は10人程度であるため、これは現会員のために購入された目的外購入品の可能性が高い。中学生の受け入れを目的とするのであれば、2台で十分であったと考えられる。この点について厳正な監査を求める。

(3) 備品の保管と住民利用の制限について

購入された備品の大部分は、住民の共有財産である松帆地区公民館の器具庫に保管されている。

しかし、当該団体の代表者である淡路島外在住の神戸市民（B支部長）は、松帆地区住民が入会を希望した際、松帆地区公民館の市外使用料（市内使用料に対して1.5倍）が免除されている立場であるにもかかわらず、たった一度きりの体験入会に基づき、「最初に自分から挨拶がなかった」「集中力がない」など、合理的根拠を欠く恣意的な理由により入会を拒否した事実がある。

このことにより、当該備品は住民に開放されておらず、共有財産としての実効性を欠いている。

また、当該団体の私物を住民の共有財産である松帆地区公民館に保管していることについて、教育委員会が許可を出してよいのか疑義がある。さらに、保管に際して公民館使用許可申請書の提出が必要ではないか。これらの点について厳正な監査を求める。

【第2回備品購入（令和6年度分）】

ボクシンググローブ（グロング、10オンス、10セット） 20,000円

パッチキャックミット（EarthWing、2個セット、10セット） 21,660円

中学生は5人加入しているが、毎回この5人が参加しているとは限らない。これらの備品は、片方がミットを持ち、もう片方がグローブを着用して使用するため、10セットずつの購入は20人分の使用を想定したものと考えられる。最大5人程度の利用であれば、3セットで十分であり、7セットは過剰な購入品に当たる可能性がある。この点について厳正な監査を求める。

ジョイントマット（ボディメーカー、8枚） 25,128円

第1回購入分においては、「道場のマット31枚＋従来保有分25枚＝計56枚」とされており、10人の会員増加にも対応可能な数量が確保されている。

実際の加入者数は中学生5人であり、残り5人分についても既に備品が充足していることから、追加購入の必要性は認められない。

それにもかかわらず、第2回購入分としてマット8枚が追加取得されており、これらは現会員向けの目的外購入品である可能性が高い。

この点については、補助金交付要綱および補助金等交付規則に照らして、財務会計行為としての妥当性に疑義があるため、厳正な監査を求める。

また、ジョイントマットは合計 39 枚（第 1 回 31 枚＋第 2 回 8 枚）購入されているが、南あわじ市には畳敷きの武道場である「南あわじ市南淡 B & G 海洋センター」が存在し、同様の活動内容と考えられる団体 B は当該施設を拠点としている。

団体 A も、南淡地域住民を中心に構成されていると考えられることから、当該施設を有効活用すればジョイントマットの購入は不要であり、約 118,000 円の公金支出は回避可能であった。

それにもかかわらず、教育委員会が既存施設の存在を考慮せずに備品購入の適正性を判断したことは、財政支出の合理性に疑義を生じさせる。

この点について、厳正な監査を求める。

体操マット（地球問屋、受身用、3 枚） 23,997 円

この体操マットについては、本当に購入が必要であったのか疑問が生じる。

なぜなら、合気道においても受け身の練習は行われているが、このような高価な体操マットは購入されておらず、通常のジョイントマットで安全性を確保しながら、繰り返し受け身の練習が行われている。

また、同様の活動内容と考えられる団体 B においても、同様の高価な体操マットは使用されていないと推測される。

以上の点から、本マット（23,997 円）の必要性については財政支出の妥当性に疑義があり、厳正な監査を求める。

接着剤①（のら猫工房、3 本） 3,120 円

接着剤②（ヘルクレスヤフーショップ、2 本） 2,190 円

綿軍手（ロイヤルホームセンター東灘魚崎、2 ダース） 1,317 円

合計：97,412 円

第 1 回・第 2 回ともに購入された備品は、中学生の使用に特化したものではなく、汎用性が高く、現在の会員に転用可能である。

特にジョイントマット 39 枚の購入については、5 人の中学生の受け入れのための購入としては過剰であり、適正な購入品とは認めがたく、適性を欠く。

また、南あわじ市には畳敷きの武道場である南あわじ市南淡 B & G 海洋センターが存在しており、同様の活動内容と思われる団体 B は当該施設を拠点に活動している。

団体 A も、概ね南淡地域住民で構成されていると考えられることから、当該施設を有効に活用すれば、ジョイントマット 39 枚（1 回目：92,690 円、2 回目：

25,128 円、合計：117,818 円) の購入は不要であり、この公金支出は防げた可能性が高い。

教育委員会が代替え施設の存在を考慮せずに備品購入の適正を判断したことは、財政支出の合理性に照らして重大な疑義を生じさせる。この点について厳正な監査を求める。

また、体操マットについても、合気道では受け身の練習を行うが、このような高価な体操マットは購入しておらず、通常のジョイントマットで安全性を確保し、繰り返し受け身を練習している。

このように、安全性を確保し、繰り返し受け身を練習している実例があることから、体操マットの購入は必須ではないと考えられる。

さらに、同様の活動内容と思われる団体Bでも、おそらくこのような高価な体操マットは使用していないと推測される。

したがって、当該体操マットの必要性には疑義があり、この点についても厳正な監査を求める。

【比較事例：団体B】

以下のとおり、団体Bの備品購入は、2人の中学生の体格に適した防具等を必要な数量のみ購入しており、補助金制度の趣旨に合致した適正な支出と認められる。

ボディプロテクターM黒（1個）	30,800円	株式会社オザキ
ボディプロテクターM赤（1個）	30,800円	株式会社オザキ
SKHGヘッドガードS黒（1個）	19,800円	株式会社オザキ
SKHGヘッドガードS赤（1個）	19,800円	株式会社オザキ
SKFG拳サポーターS（2個）	9,900円	株式会社オザキ
少林寺拳法金的（2個）	11,938円	株式会社前川商店
送料	863円	株式会社前川商店

合計：123,901円

第1回の補助金には15万円の限度額があるにもかかわらず、123,901円の備品購入にとどめており、満額を使わず、必要な数量だけを購入している。

また、第2回はこの補助金制度を利用していない。

これらの点から、当該団体の備品購入は、補助金の給付趣旨に合致しており、適正な事業運営と評価される。

【備品購入一覧】団体A

令和5年度（第1回）

リバーシブルジョイントマット（ボディメーカー製、赤×青）31枚：92,690円

体操マット（地球問屋製、青）2枚：35,982円

コーチングミット（Relive製、黒）5台：24,900円

※領収書には「ボディプロテクター5個」と記載されており、品目不一致の疑義あり

令和6年度（第2回）

ボクシンググローブ（Grong製、黒、10オンス）10セット：20,000円

パッチキャックミット（EarthWing製、黒、2個セット）10セット：
21,660円

ジョイントマット（ボディメーカー製、赤×青）8枚：25,128円

体操マット（地球問屋製、青）3枚：23,997円

接着剤（のら猫工房・ヘルクレス製、透明）5本：5,310円

綿軍手（白）2ダース：1,317円

合計：247,412円（補助金交付額：第1回150,000円、第2回97,412円）

以下に、南あわじ市補助金等交付規則との照合に基づき、当該団体による補助金使用が法令・規則に違反していると認められる点を、条文ごとに明確に記述します。条文の原文、制度趣旨、違反の根拠を論理的に展開します。

第1条（目的）違反：予算の適正な執行に反する

この規則は「補助金等に係る予算の適正な執行を図ること」を目的としている。しかしながら、当該団体ジョイントマット39枚（約11万8000円）および体操マット5枚（約6万円）の整備は、補助金の交付目的である「中学生の受け入れ」に対して明らかに過剰であり、予算の適正な執行とは言えない。制度趣旨に反する支出であり、本条に違反していると認められる。

第3条（職員の責務）違反：公正かつ効率的な使用の原則に反する

職員は、補助金が法令及び予算で定めるところに従って「公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない」とされている。

教育委員会は、既存施設（南あわじ市南淡B&G海洋センター）の活用可能性や、備品の必要性・数量の妥当性を十分に検討せず交付決定を行っており、制度運用における公正性・効率性の原則を逸脱している。

本条に定められた行政責務の履行に違反している。

第5条（交付決定） 違反：審査および現地調査の不履行

市長は、交付申請に対して「審査及び必要に応じて現地調査等を行う」義務を負っている。

しかしながら、備品の使用実態、施設の代替可能性、中学生の実在数や参加頻度などを十分に調査せず交付決定がなされており、審査義務の履行に疑義がある。

交付決定の正当性が制度的に担保されておらず、本条の規定に違反していると認められる。

第8条（補助事業の遂行）違反：目的外使用の疑義

補助事業者は、交付決定の内容および付された条件に従って補助事業を遂行し、「補助金等を他の用途に使用してはならない」と規定されている。

しかしながら、令和5年度・令和6年度に購入された備品は、いずれも中学生を含む若年層に特化したものではなく、現在当該団体に所属している中学生以外の会員にも十分に転用可能な性質を有している。特にジョイントマット39枚については、松帆地区公民館2階多目的ホールで常時使用されていると推察され、整備の目的が中学生受け入れに限定されていないことは明らかである。

その他の備品（体操マット、ミット、グローブ等）についても、使用対象が中学生に限定されているとは言い難く、既存会員による使用が常態化している可能性が高い。

これらの実態は、補助金の交付目的である「中学生受け入れに伴う備品整備」から逸脱しており、補助金の目的外使用に該当する。したがって、本条に違反していると認められる。

第10条・第11条（実績報告・額の確定）違反：報告内容の不正確

補助事業者は、事業完了後に「補助事業の成果」を記載した実績報告書を提出し、収支決算書を添付する義務を負っている。

しかしながら、令和5年度の実績報告においては、領収書に「ボディプロテクター5個」と記載されているにもかかわらず、実際に購入されたのは「コーティングミット5台」であり、報告内容と実態に齟齬がある。これは、補助事業の成果報告としての正確性を欠き、報告義務の履行不備に該当する。

加えて、補助金制度の上限額（15万円）を超過して購入された備品について、差額3,572円が「寄付金」として収入に計上されているが、これは実質的には補助事業者による自己負担であり、「寄付」とは性質を異にする。

このような記載は、財源の性質について誤認を招くものであり、報告内容として不適切である。

さらに、令和6年度の収支予算書においても、補助金の上限額は100,000円であり、それに対して予算総額が103,622円とされ、差額3,622円が「支部長寄付」として記載されている。

実際には運賃の減額により補助金の範囲内に収まったものの、予算書上において支部長による自己負担を「寄付」として処理している点は、財源区分の誤認を招くものであり、制度理解の不備を示している。

これらの記載は、実質的には補助対象外経費を自己負担で賄っているにもかかわらず、形式上は「寄付」により収支が均衡しているように見える処理となっており、補助対象経費が補助金の上限額いっぱい収まっていると見なされる構造になっている。

その結果、補助金の算定や交付判断に誤った前提を与えるおそれがあり、制度的整合性を著しく損なう。

したがって、補助金等交付規則第10条（交付の決定）および第11条（実績報告）に違反していると認められ、この点について厳正な監査を求める。

第12条（是正措置） 違反：成果不適合への対応不履行

市長は、実績報告に係る成果が交付決定の内容に適合しないと認める場合、「是正措置を命じることができる」とされている。

しかし、教育委員会は、報告内容の齟齬や目的外使用の疑義に対して何らの是正措置を講じておらず、制度的対応が不履行となっている。

本条に基づく行政対応がなされておらず、違反状態にある。

第 16 条（交付決定の取消し） 該当可能性：制度違反の直接根拠

市長は、補助事業者が「交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則の規定に違反したとき」、交付決定の全部または一部を取消することができる。

本件では、補助金の目的外使用（第 8 条違反） および報告内容の不正確（第 10 条・第 11 条違反）により、交付決定の取消しが制度上可能な状態にある。取消しの法的根拠が成立している。

第 17 条（補助金の返還） 該当可能性：財政的措置の根拠

交付決定が取消された場合、既に交付された補助金については「期限を定めて返還を命じなければならない」とされている。

本件では、令和 5 年度・令和 6 年度の補助金合計 247,412 円のうち、目的外使用と認定された部分について、返還命令が可能である。制度的・財政的措置の根拠が明確に存在する。

【関係法令と原文・解釈・抵触の疑義】

①地方自治法 第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

解釈： 本条項は、地方公共団体が行うすべての事務において、住民の福祉の向上を目的としつつ、財政資源の制約を踏まえ、無駄を排し、効率的かつ効果的な行政運営を行うことを求めるものである。

補助金の支出においても、対象となる住民の福祉に実効性ある効果をもたらすとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という原則に適合することが制度的に要請される。

抵触の疑義： 当該補助金の用途は、体操マットやジョイントマット等の備品整備であり、その利用対象は主に 5 人程度の中学生等の若年層であると考えられる。

しかしながら、ジョイントマット 39 枚、体操マット 5 枚など、最大 5 人程度の中学生の活動実態に照らして過剰と見られる備品が整備されており、これらが当該層の福祉の増進に実態として寄与しているかについて合理的な説明がな

く、また、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という原則に照らしても、補助金支出としての妥当性に疑義がある。

さらに、補助金は団体に対して交付されるものであるにもかかわらず、補助金の振込先が当該団体の代表者個人の口座とされており、補助金の使途や管理責任の所在を不明確にする処理となっている。

これらの点は、補助金の制度的趣旨および財務会計行為としての適正性を損なうものであり、地方自治法第2条第14項に定める原則に抵触するおそれがある。

②地方自治法 第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

解釈：本条項は、地方公共団体が無駄を排し、既存の資源・施設を有効に活用することで、組織及び運営の合理化を図ることを求めるものである。

補助金の支出においても、既存施設の活用を優先し、重複整備や過剰投資を避けることが制度的に要請される。

抵触の疑義：南あわじ市には、畳敷きの武道場を備えた南あわじ市南淡B&G海洋センターという既存施設が存在しており、当該施設を有効活用すれば、ジョイントマット等の備品整備は不要だった可能性が高い。

それにもかかわらず、新たにジョイントマット39枚等を補助金により整備しており、既存施設の活用による合理化努力が見られない。

この点は、地方自治法第2条第15項に定める「組織及び運営の合理化」に反する疑義があり、補助金支出としての制度的妥当性に欠ける。

③地方自治法 第2条第16項・第17項

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

解釈：本条項は、地方公共団体が行うすべての事務処理において、法令等に違反することを禁じ、違反した事務処理は制度上無効とされることを定めている。

ここでいう「法令」には、地方自治法の委任に基づき制定された補助金等交付規則・交付要綱等の行政規範も含まれ、これらに違反した事務処理は、地方自治法第2条第16項・第17項に基づき無効と評価され得る。

抵触の疑義：当該補助金の交付においては、補助金等交付規則第10条（交付

の決定) および第 11 条 (実績報告)、ならびに交付要綱の定める補助対象経費・収支処理の方法に違反している疑義がある。

具体的には、補助対象外経費を「寄付金」により形式的に収支均衡させる処理や、補助金の振込先が団体ではなく代表者個人の口座とされている点などが、法令等に違反した事務処理に該当する可能性がある。

当該団体 (団体 A) は、法人格を有する上部団体の直接の支部であり、補助金の交付にあたっては、法人または法人が管理する支部名義の口座を使用し、会計責任の所在を明確にすることが制度的に求められる。

しかし、補助金の振込先が代表者個人名義の口座とされており、補助金の使途が団体活動に資するかどうかの検証が困難である。

交付要綱に「団体名義口座の使用」が明記されていない場合でも、補助金制度の趣旨 (会計責任の明確化) に照らして、個人口座への振込は制度的妥当性を欠き、法令違反の疑義があると評価され得る。

なお、同様に法人格を有する上部団体 (団体 C) の南あわじ市における唯一の支部である「団体 B」においては、団体名義の口座を使用して補助金を受領しており、補助金の管理責任と使途の明確性が制度的に担保されている。

両団体はともに法人の直接支部であり、補助金の交付・管理において同等の制度的要件が求められるにもかかわらず、本件団体においてのみ個人口座が使用されている点は、制度運用上の整合性を欠き、補助金支出の違法・無効の疑義を生じさせる。

④地方自治法 第 138 条の 2

普通地方公共団体の執行機関は、法令、規則その他の規程に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

解釈：教育委員会は、法令・制度に基づき誠実に審査・執行すべき

抵触の疑義：中学生の実態・備品の必要性・施設の代替可能性を確認せず交付決定しており、誠実な執行義務に反する可能性がある

⑥地方財政法 第 4 条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

解釈：補助金支出は必要最少限度にとどめるべき

抵触の疑義：中学生 5 人に対してグローブ・ミット各 10 セット (20 人の使

用を想定)、ジョイントマット 39 枚、体操マット 5 枚等、明らかに過剰であり、最少限度を超えている

⑥南あわじ市補助金等交付規則 第 8 条

補助金等を他の用途に使用してはならない。

解釈：補助金は、交付決定時に定められた目的に沿って使用されなければならないが、これに反する用途への使用は規則違反となる。

抵触の疑義：本件補助金は、「中学生の受け入れに伴う備品整備」を目的として交付されたものである。

しかしながら、整備された備品の内容（例：グローブ・ミット各 10 セット、ジョイントマット 39 枚、体操マット 5 枚等）は、既存の現会員向けの活動環境を充実させるための整備とみなされる側面が強く、交付目的である「中学生受け入れ」との直接的関連性が不明確である。

このような使途は、交付目的から逸脱しており、南あわじ市補助金等交付規第 8 条に違反する疑義がある。

⑦公民館の減免措置および施設利用に関する制度的趣旨との抵触の疑義

(1) 南あわじ市松帆活性化センター条例 第 8 条

教育委員会は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

解釈：本条は、住民の利用を前提とし、公益性および合理的な必要性が認められる場合に限り、使用料の減免・免除を可能とする趣旨である。

抵触の疑義：当該団体においては、住民が入会を希望した際、たった一度きりの体験入会に基づき、「最初に自分から挨拶がなかった」「集中力がない」など、合理的根拠のない主観的な理由により排除を行った事実がある。これは、住民の公共施設への利用機会を不当に制限するものであり、減免措置の前提となる「必要性」の認定が妥当であったかに重大な疑義がある。

また、住民の共有財産である公民館に、当該団体の私的備品を継続的に保管していることについても、施設の公共的利用という観点から妥当性に疑問がある。特に、備品の保管や器具庫の使用といった継続的な占有的利用に対して、公民館使用許可申請書の提出が不要とされているのか、制度上の運用に不明確な点があり、手続的整合性に欠ける可能性がある。

(2) 社会教育法第 22 条第 1 項第 6 号

その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

解釈：公民館は、住民の集会や公共的活動の場として設置されており、住民が自由かつ平等に利用できることが制度上の前提である。

抵触の疑義：前述のとおり、たった一度きりの体験入会に基づき住民を排除した事実は、住民の公共的利用の機会を不当に制限するものであり、社会教育法第 22 条第 1 項第 6 号の趣旨に反する疑義がある。

(3) 地方自治法第 244 条第 1 項～第 3 項

第 1 項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）を設けるものとする。

第 2 項 正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

第 3 項 住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

解釈：公の施設は、住民の福祉のために設置されるものであり、住民が正当な理由なく利用を拒まれたり、不当な差別的取扱いを受けたりすることは制度上許されない。

抵触の疑義：当該団体による住民排除の事実は、たった一度きりの体験入会に基づく主観的判断によるものであり、正当な理由のない利用拒否に該当する可能性がある。これは、地方自治法第 244 条第 2 項に抵触する疑義がある。

また、「集中力がない」などの主観的な理由に基づく対応は、不当な差別的取扱いと評価され得るものであり、第 3 項にも抵触する疑義がある。

このように、当該団体の対応および施設利用の実態は、条例・社会教育法・地方自治法が定める公民館の設置目的および利用原則に反する疑義があり、補助金減免の適否を含め、制度的な違法性が強く疑われる。よって、本件は住民監査請求の対象として十分な根拠を有するものである。

以上の理由により、これらの備品整備については、関係法令・制度・条例に明確に抵触しているか否かは断定できないものの、補助金制度の趣旨、財政支出の合理性、公平性、説明責任の観点から見て、重大な制度的疑義が存在すると考えられる。

とりわけ、団体Aによる備品購入には、数量の過剰、目的外使用の可能性、代替施設の不活用、住民利用の制限など、制度運用上看過できない問題が複数認められる。

したがって、当該補助金の交付決定および備品購入の適正性について、南あわじ市監査委員に対し、厳正な監査の実施を求めるものである。

(3)

南あわじ市は制度的に不適格な団体に対して補助金を交付し、また必要性・妥当性を欠く備品購入に対して補助金を支出したこととなり、令和5年度および令和6年度分の補助金のうち、対象団体の認定および備品購入に係る部分について財政的損害が生じている。

(4)

南あわじ市長に対し、令和6年度における補助金交付決定については、当該団体の制度的適格性を欠くことから、交付決定の取消しまたは支出の差止めを行うこと、すでに補助金が支出されている場合には、当該補助金の全部または一部の返還を求めることを勧告されたい。

また、令和5年度においても、当該団体は制度的適格性を欠いていたにもかかわらず補助金が交付されており、交付決定自体が違法または不当であったと考えられることから、令和5年度分の補助金についても、交付決定の違法性に基づき、全部または一部の返還を求めることを勧告されたい。

さらに、令和5年度および令和6年度に交付された補助金のうち、備品購入に係る部分についても、違法または不当な支出が認められた場合には、全部または一部の返還を求めることを勧告されたい。

(5)

令和6年度分については、補助金交付決定および支出はいずれも令和6年度内に行われたものであり、本請求は当該財務会計行為から1年を経過していない時点で行うものである。

また、令和5年度分については、前回の監査請求では教育委員会が作成した「文化・スポーツ担い手強化応援補助金Q&A」に基づき、対象団体の制度的適否のみが審査対象とされ、備品購入の適正性については審査対象外とされた。

しかし、備品購入は南あわじ市長による補助金支出という財務会計行為であり、地方自治法第242条に基づく監査対象に該当することから、本件は新たな監査対象として独立した請求であり、令和5年度分についても1年を経過して

も正当な理由がある。

第2 監査の執行

1 監査の期間

令和7年11月28日から令和8年1月19日まで

2 監査の対象部署

教育委員会スポーツ青少年課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和7年12月12日に請求人の陳述を聴取した。

4 関係人の陳述及び証拠書類

- (1) 令和7年12月9日付けで弁明書及び証拠書類の提出があった。
- (2) 令和7年12月12日に教育委員会スポーツ青少年課長、同課係長、同事務員から弁明書に係る補足説明の聴取を実施した。
- (3) 令和7年12月26日付け及び令和8年1月16日付けで証拠書類の提出があった。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

文化・スポーツ担い手強化応援補助金の主な根拠法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

イ 南あわじ市補助金等交付規則（平成17年規則第147号）

（補助金等の交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業等として適当であると認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしなければならない。

2・3 略

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」と

いう。)に、次に掲げる書類等を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 略

(補助金等の額の確定及び通知)

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業等の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定しなければならない。

2 略

ウ 南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱（令和5年告示第96号）

(趣旨)

第1条 この告示は、文化又はスポーツに携わる団体が、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の将来の担い手となる人材を確保し、活動体制を強化することを目的として、予算の範囲内で交付する南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 対象者は、市内において活動する文化又はスポーツに携わる団体であって、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の担い手となる人材を確保し、活動体制の強化に取り組むため、継続した活動を続ける団体(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に当たるもの
- (2) 市税及び市に対する債務について滞納があるもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的としているもの
- (4) その他関係法令を遵守していないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が第1条に規定する目的のため実施する、4月1日から翌年3月末までに終了する市内での活動に係るもので、市長が認めるものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 関係者の親睦等を目的とするもの
- (2) 事業の主たる部分を飲食費等が占めているもの
- (3) 特定の個人又は団体の利益を目的とするもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(5) 公共の福祉に反すると認められるもの

(6) 専ら営利を目的としたもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は別表に掲げるとおりとし、市長が認めるものとする。

2 補助金の額は、1団体につき15万円を上限とする。ただし、活動備品等支援経費に係る交付申請が2回目以上の団体に対する補助金の額の上限については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交付申請が2回目の団体 10万円

(2) 交付申請が3回目の団体 5万円

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その審査を行い、補助対象事業として適当であると認めるときは、文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 略

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して14日以内に、文化・スポーツ担い手強化応援補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 実施したことが証明できる書類等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(補助金の確定及び通知)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、文化・スポーツ担い手強化応援補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 団体A(以下「補助金交付団体」という。)は、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条に基づき、担当課に対し令和6年6月12日付けで補助金に係る補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書及び活動備品等の参考資料を提出した。

イ 担当課は、要綱第6条第1項に基づき、令和6年6月24日に南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金に関する基準(内規)に規定のある4名の審査委員により補助金審査を実施した。

ウ 担当課は、補助金交付団体の代表者に対し、納税証明書を提出するよう依

頼し、代表者より令和6年7月26日付け令和5年度分の納税証明書の提出があった。

エ 担当課は、補助金審査及び要綱第6条第1項に基づき、令和6年7月31日付け南あ教ス発第214号で交付の決定を行い、同日付けで通知した。

オ 補助金交付団体は、要綱第7条第1項に基づき、令和6年9月8日に変更等交付申請書を提出し、交付額の変更申請を行った。

カ 担当課は、要綱第7条第2項に基づき、交付額が適正であると認め、令和6年9月8日付け南あ教ス発第400号において変更等の承認決定を行い、同日付けで通知した。

キ 補助金交付団体は、担当課に令和6年9月10日付けで補助金実績報告書、収支決算書その他関係書類の提出を行った。

ク 担当課は、実績報告について審査を行い、交付決定の内容等に適合すると認め、令和6年11月16日付け南あ教ス発第425号で補助金の額を確定し、同日付けで通知した。

ケ 補助金交付団体は、担当課に令和6年11月16日付けで補助金の請求があり、担当課は、令和6年11月29日に当該団体に、補助金97,412円を支払った。

(3) 監査委員の判断

ア はじめに

本件請求において、請求人は令和5年度及び令和6年度の補助金交付並びに当該補助金を原資とする備品購入が違法又は不当である旨主張する。

しかし、令和5年度分については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項の定める期間（当該財務会計行為のあった日から1年）を経過していることから、監査対象から除外する。

また、請求書の要旨の記載事項が多岐にわたるため、請求人に対し主たる請求内容を確認したところ、主旨となる事項は、①要綱第2条に関する補助対象者要件の充足性、②補助金により購入した備品に関する数量・必要性・目的適合性の観点からの適正性（目的外使用の有無を含む）の2点に整理できる。

したがって、監査委員は、上記2点を中心に、関係法令・規則・要綱及び交付決定手続の適正を踏まえて判断する。

イ 法令等の枠組み

補助金の支出は、法第232条の2の規定により、「公益上必要がある場合」に認められる。

南あわじ市においては、南あわじ市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に加え、補助金ごとの要綱等に基づき執行されるところ、本件請求に係る令和6年度の補助金（以下「本件補助金」という。）は、関係法令ウの要綱に基づくものである。

以下、請求人の主旨ごとに検討する。

ウ 要綱第2条に規定する補助対象者要件の充足性について

請求人は、補助金交付団体の代表者が神戸市民であることから、補助金交付団体が要綱第2条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと主張する。

この点、要綱第2条本文において、補助対象者は、「市内において活動する文化又はスポーツに携わる団体」と規定しているが、補助金交付団体の代表者等を南あわじ市民等に限定していない。そして、要綱第2条第2号は、市税等の滞納がある者を補助対象から除外する趣旨であると解釈される。

そして、担当課は、補助金の審査過程において補助対象者となる団体の代表者の居住地が南あわじ市内外のいずれであるかに関わらず、社会通念に照らして要綱第2条各号に規定する事項を確認しており、本件補助金の審査過程においても交付申請書提出後の審査において補助金交付団体の代表者に対し、納税証明書の提出を求め、事実認定ウのとおり提出がなされている。

したがって、上記確認によって補助対象者における市税等の滞納の不存在等の補助対象者要件の充足性は確認されており、少なくとも本件において、補助金交付団体が補助対象者要件を欠くというべき事情は認められない。

なお、この点、法第232条の2の「公益上必要がある」か否かの判断は、地方公共団体の長等の裁量に委ねられており、特に社会通念上不合理又は不公正であるなど、その裁量権の逸脱、濫用がある場合等に違法又は不当と評価される。

本件補助金は、「文化又はスポーツに携わる団体が、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の将来の担い手となる人材を確保し、活動体制を強化すること」（要綱第1条）を目的とするものであるから、係る目的に照らし、特に社会通念上不合理又は不公正であると評価されるべき事情がない限り、南あわじ市民以外の者が代表者である補助金交付団体を補助対象者とすることも地方公共団体の長等の裁量に委ねられているものと解釈される。

エ 補助金により購入した備品の数量・必要性・目的適合性の観点からの適正性

請求人は、中学生等の受入れに伴う備品整備を目的とするものであるにもかかわらず、入会している中学生の人数に比して購入した備品の数量が過剰であること、また現会員に転用可能であるから、目的に反した数量・使用（目的外使用）がされている旨主張する。

この点、前述したとおり、法第232条の2の「公益上必要がある」か否かの判断は、地方公共団体の長等の裁量に委ねられるから、本件補助金により購入した備品の数量・必要性・目的適合性の観点からの適正性は、「文化又はスポーツに携わる団体が、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の将来の担い手となる人材を確保し、活動体制を強化すること」（要綱第

1条)という目的に照らし、特に社会通念上不合理又は不公正であると評価されるべき事情があるかどうかにより判断すべきものと解釈される。

なお、担当課は、要綱における「中学生を含めた若年層の市民等」は、中学生に限らず20代及び30代までの若年層までを含むものである旨説明しているところ、「若年層」の文言の通常の使用等に照らしても、当該説明は合理性を有する。

そして、請求人が過剰と主張するグローブ及びミット(各10セット)の購入については、当該団体の会員数15名のうち30代までの若年層が8名在籍していること、将来的に受け入れる人数の増加等を見込んでいること、共用品である以上、欠品・破損時の代替品確保や、劣化・汚損に伴う衛生管理(使用停止・交換等)の必要性等も踏まえれば、当該数量が直ちに過剰であるとははいえない。

したがって、少なくとも、社会通念上不合理又は不公正であると評価されるべき事情は存在するととはいえないから、購入数量が不適正であるとはいえない。

また、請求人が目的外での購入・使用であると主張するジョイントマット及び体操マットについても、補助金交付団体の活動拠点施設である松帆活性化センターがフローリング床であることから、転倒・受身等を伴う運動において、①会員(若年層を含む。)の身体安全の確保、②施設床面の毀損防止(摩耗・衝撃痕の抑制)の観点等から、一定の範囲でマットによる保護の合理性が認められる。

そして、補助金交付団体が購入したマットでは、松帆活性化センター多目的スペース相当の床全体を被覆することは困難であり、あくまでも部分的整備の範囲にとどまること、将来的な受入れ人数増加に伴う活動スペースの増加の可能性や、マットは設置・撤去を繰り返す中で劣化する消耗品としての性格も有していること等からすれば、一定の数量を備えること自体、何ら不合理ではない。

したがって、ジョイントマット及び体操マットの購入に関しても、少なくとも、社会通念上不合理又は不公正であると評価されるべき事情は存在するとはいえない。

なお、体操マットは、ジョイントマットより厚み・剛性により衝撃吸収性能が高い製品として、受身や転倒を伴う反復練習等において局所的な衝撃をより低減し安全性を高める用途が想定され、ジョイントマットを補完する役割を担うものと考えられる。

とりわけ若年層が一定数在籍する状況下では、事故予防は団体運営上の重要事項であり、少なくとも社会通念上不合理又は不公正であると評価されるべき事情は存在するといえない。

さらに、担当課からは、受入れ準備として整備した結果、当該年齢層の加

入が想定通り進まなかったとしても、それのみをもって直ちに補助金の趣旨に反するといえず、また、当然に返還を要するものではないとの説明がなされているところ、法第 232 条の 2 の「公益上必要がある」か否かの判断は、地方公共団体の長等の裁量に委ねられていることなども踏まえれば、監査委員としても、係る担当課からの説明には合理性が伴うものであると考える。

したがって、少なくとも本件において、補助金により購入した備品の数量・必要性・目的適合性の観点からの適正性を欠くというべき事情は認められない。

(4) 結論

以上から、請求人の主張する各点はいずれも採用できず、本件補助金交付等が、法令等に照らし違法又は不当であると認めるに足りる事情は存在しない。

よって、本件請求には理由がないので、法第 242 条第 5 項の規定に基づき、南あわじ市監査委員の合議により主文のとおり決定する。